

新

(遊漁に関する制限及び遊漁期間)

第3条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ中欄の漁具・漁法により右欄の期間内でなければならない。

魚種	漁具・漁法	期間
あゆ	竿釣 ルアーおよびリールは使用禁止	公表した解禁日から9月30日まで
	投網	公表した解禁日から9月30日まで
やまめ	略	2月1日から9月30日まで

2～3 略

削除

(遊漁料の額及び納付方法)

第4条 (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第5条 (略)

(遊漁に際し守るべき事項)

第6条 (略)

(漁場監視員)

第7条 (略)

(違反者に関する措置)

第8条 (略)

旧

(遊漁に関する制限及び遊漁期間)

第3条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ中欄の漁具・漁法により右欄の期間内でなければならない。

魚種	漁具・漁法	期間
あゆ	竿釣	公表した解禁日から9月30日まで
	投網	公表した解禁日から9月30日まで
やまめ	略	2月1日から9月30日まで

2～3 (略)

(禁止区域)

第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、それぞれ右欄の間中は、遊漁してはならない。

区域	期間
中寺堰堤から下流の区間	10月1日から11月30日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 (略)

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 (略)

(漁場監視員)

第8条 (略)

(違反者に関する措置)

第9条 (略)

遊漁承認証サンプル

裏

2. 福井県漁業調整規則及び当組合の遊漁規則を遵守してください。違反者は規則により罰せられます。

4. 漁場監視員の巡視の際は、本証を提示してください。

遊漁承認証サンプル

裏

2. 福井県内水面漁業調整規則及び当組合の遊漁規則を遵守してください。違反者は規則により罰せられます。

4. 漁場監視委員の巡視の際は、本証を提示してください。